

第1章 はじめに

(1) 計画策定の背景

- ・兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）をはじめとする巨大地震は近年頻発しており、こうした地震による建築物の倒壊等の防止と被害の軽減が求められています。
- ・第2期御殿場市耐震改修促進計画（平成28～令和2年度）の期間満了に伴い、令和3年度からの次期計画として策定します。

(2) 想定される地震の規模と被害の状況【静岡県第4次地震被害想定より】

| 想定される最大クラスの地震 | 被害想定 | 人的被害（最大） | 建物被害（最大） |
|--|------|--|--|
| [レベル2の地震・津波] 相模トラフ沿い/元禄型関東地震 (マグニチュード：8.2～8.7) | 被害想定 | [元禄型関東地震/冬の深夜] 死者数：約60人 (建物倒壊によるものが大半) | [元禄型関東地震/冬の夕] 全壊・焼失：約6,200棟 半壊：約5,000棟 |

第2章 計画の概要

(1) 計画の目的

想定される最大クラスの地震による建築物の倒壊等の被害から一人でも多くの市民の命と財産を守るため、既存建築物の耐震診断・耐震改修を効果的かつ効率的に促進することを目的とします。

(2) 計画の位置づけ

耐震改修促進法、国の基本方針、静岡県耐震改修促進計画（第3期）を踏まえて作成するとともに、第四次御殿場市総合計画、御殿場市国土強靱化計画、御殿場市地域防災計画等との整合を図ります。

(3) 計画の期間

令和3年度～令和7年度（5年間）

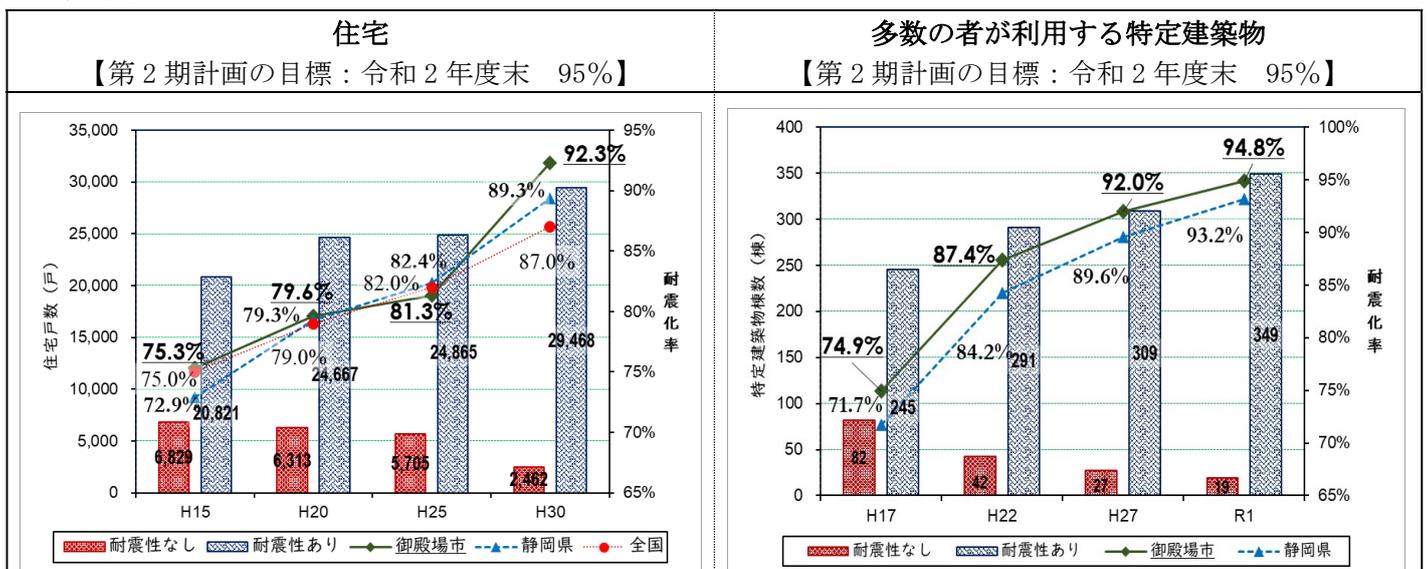


第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定

(1) 基本方針

「建築物の耐震化」と「命を守る対策」を総合的に取り組むことによって、地震による建築物の倒壊等の被害から一人でも多くの市民の命を守ります。

(2) 耐震化の現状



・本市の耐震化率は92.3%となっており、全国平均の87.0%、静岡県平均の89.3%より高くなっています。耐震化が着実に進んでいるものの、第2期計画の目標値である95%に対して、僅かに進捗が遅れています。

・本市の耐震化率は94.8%となっており、静岡県平均の93.2%より高くなっています。第2期計画の目標値である95%に対して、概ね耐震化が進んでいる状況です。

(3) 耐震化の現状値と目標設定

| 対象建築物 | | 現状値 | | 耐震化の目標（令和7年度末） | | |
|----------------|-------|-----|-------|----------------|-------------------|------|
| 住宅 | 耐震化率 | H30 | 92.3% | 耐震化率 | ・わが家の専門家診断事業 | 370戸 |
| | | | | 95% | ・木造住宅耐震補強等助成事業 | 80戸 |
| 多数の者が利用する特定建築物 | 耐震化率 | R1 | 94.8% | 耐震化率 | 建築物等耐震診断事業 | 5棟 |
| | | | | 96% | 特定建築物耐震化（耐震改修・除却） | 5棟 |
| 避難路沿い要改善ブロック塀等 | 改善総延長 | R2 | 2.2km | 改善総延長 | ブロック塀等撤去事業 | 30件 |
| | | | | 3km | ブロック塀等改善事業 | 5件 |

※上記事業に加え、家庭内家具固定等転倒防止事業及び防災ベッド設置事業等を推進します。

第4章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 基本的な取り組み方針

従来の旧耐震基準の住宅への耐震改修の補助に加え、高齢者等世帯への支援の強化や地震災害時でも在宅避難が可能となる耐震改修（在宅避難促進住宅）の促進、建て替え（除却）促進を強化する等、旧耐震基準の建築物の耐震化を加速させます。また、費用等により耐震化に取り組むことが難しい世帯に対しては、耐震性のある住宅への住み替えや防災ベッド等の「命を守る対策」を提案していきます。

(2) 耐震化を促進するための施策

| 施策内容 | 具体的な取り組み |
|-------------------------|--|
| ①耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策 | ・プロジェクト「TOUKAI-0」総合事業等により耐震化を行う所有者等へ助成【継続】 |
| ②安心して耐震改修を行うことができる環境の整備 | ・相談体制の整備や情報提供により、安心して耐震改修できる体制を整備【継続】 |
| ③地震時の総合的な安全対策 | ・家具等の転倒防止対策、ブロック塀等の安全対策等を促進 ・防災ベッド等の命を守る対策を促進【継続】 |

第5章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

(1) 防災マップ等の活用及び啓発【継続】

御殿場市防災マップを市内各世帯に配布するとともに、静岡県が作成したハザードマップ等の防災情報の周知を図ります。

(2) 相談体制の整備・情報の充実【強化】

建築住宅課を相談総合窓口とし、市の関係各課及び建築関係団体、リフォーム事業者、不動産仲介業者等の各種団体と連携し、相談体制の強化を図ります。

(3) パンフレット等の作成とその活用【継続】

静岡県が作成する啓発用パンフレット、リーフレットを活用し啓発を行うほか、市の施策に関し、広報紙、同報無線、FM放送等のあらゆる媒体による情報発信を行います。

(4) ダイレクトメールや戸別訪問等の実施【強化】

耐震診断未実施の住宅に対して、静岡県と共同によりダイレクトメール等の送付、戸別訪問による啓発等を実施していきます。また、耐震改修に至っていない理由や世帯の状況等を把握し、住み替えや命を守る対策など幅広い対策を提案していきます。

第6章 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

(1) 本市が所有する公共建築物の耐震化の取り組み

(2) 建築物の所有者等に対する耐震診断又は耐震改修の指導のあり方

(3) 耐震化を促進するための整備（御殿場市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの作成）